

8 安全な暮らし実現プロジェクト

政策目標の概要(A)

近年、安全・安心志向は高まっており、県民は「犯罪や災害の少ない『安全』な群馬県」づくりに大きな期待を寄せており、このような県民の期待に応えるため、安全を確保するさまざまな取組を充実させるとともに、地域全体で支え合う安全な地域づくりを推進する。

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 H24 決算 (千円) | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | |
|---|-----------|-----------|------------------------|-----------|--|---|--|--|---|--|--------------|---------------------|--------------------------|---|--|---|--|--|--|------------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | 予算額 | | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 (過去3年間) | | 目標値 | | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | 評価 区分 | 評価の 考え方 | 評価 区分 | 評価の 考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | |
| 1 危機管理体制の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)不測の災害対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 東日本大震災を踏まえた県地域防災計画の見直しを行うとともに、災害発生時の県の具体的な行動計画をまとめた応急対策マニュアルなどの「防災マニュアル」の整備を図り、災害発生時に迅速な対応が取れるよう体制を整備します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 総務部 | 危機管理室 | 自然災害に対する具体的な県の行動マニュアルとなる「防災マニュアル」を整備するとともに、訓練等を通じた検証により随時見直しを行う。 | 関係所属における防災マニュアルの整備 | H23 防災マニュアルの整備着手 H24 防災マニュアル完成(10月時点) | 防災マニュアルの整備推進 | 各種訓練等の検証による防災マニュアルの適宜見直し | 各種訓練等の検証による防災マニュアルの適宜見直し | 部局予算対応 | 部局予算対応 | — | 4 | 県地域防災計画の修正 東日本大震災の被災地における教訓等を踏まえた国の防災基本計画の見直しや県の新たな地震被害想定調査結果を踏まえ、県地域防災計画を修正した。 災害対策本部応急業務マニュアルの整備 大規模災害発生時に県災害対策本部各班が実施する応急業務の具体的な実施手順等を定めた「応急業務マニュアル」を整備し、大規模災害発生時の初動体制を強化した。 | 4 | 国の関連法令や防災基本計画の見直し、県地震防災戦略(平成25年3月策定)等を踏まえ、県地域防災計画を修正するとともに、各種訓練を通じた検証により、応急業務マニュアルを継続的に改善するなど、防災体制を強化する必要がある。県業務継続計画とも密接に関連するため継続的な取組が必要である。 | 4 | 災害発生時に適切な対応をとるための備えに必要なもの。 県職員へのマニュアルの周知を徹底することが重要。 | |
| ■ 災害が万一発生した時に備え、迅速な確かな情報収集・伝達が行える体制・システム及び備蓄物資の整備拡充を図るなど、被害を最小限に抑える取組を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 総務部 | 危機管理室 | 自然災害や緊急事態発生時に迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、防災行政無線をはじめ各種防災情報通信施設を適正に管理運用する。 | ①情報通信施設点検 ②電話(防災)利用件数 ③震度計設置環境改善・保全 ④震度計機器更新 | ①点検実施、消耗品交換による安定運用 ②更なる利用促進 ③設置環境の保全 ④機器安定運用 | ①点検実施、消耗品交換による安定運用 ②更なる利用促進 ③設置環境の保全 ④機器安定運用 | ①点検実施、消耗品交換による安定運用 ②更なる利用促進 ③設置環境の保全 ④機器安定運用 | 186,617 | 150,991 | 182,837 | 4 | 防災情報通信施設の運用 気象注意報・警報の市町村、消防本部、地域機関への配信 気象警報、各種事故発生時の被害情報収集 防災情報通信施設の機能維持 保守点検(幹線部分1回/年、端末系1回/年)の実施 防災・地震解析研究用として、計測震度計に記録された地震波形データを研究機関に提供 気象庁の配信方法(XML)変更に伴い、防災情報システムを改修した。 | 4 | 防災情報ネットワークシステムは、災害や危機事案発生時の情報収集・発信手段として必要不可欠な設備である。 通話料のかからない防災行政無線電話を平時に一般行政事務に利用することで、通信訓練・操作習熟と共に全庁的なコスト削減を図っている。 | 4 | 災害・危機事案発生時の情報伝達手段であるシステムの運用等にかかる経費のため、継続。 適正な管理、効率的な運用に努めること。 | | |
| | | | 新規 | 総務部 | 危機管理室 | 平成24年6月に見直した地震被害想定調査における想定被害を可能な限り軽減するための施策等を体系化した地震防災戦略を平成25年3月にとりまとめたが、本戦略の効果的な普及推進を図り、減災目標達成等に向け、県・市町村・県民等が一体となって防災・減災対策に取り組む。 | ・地震被害の軽減 ・地震防災対策の推進 | — | 地震防災戦略の普及啓発及び推進体制の確立 | 地震防災戦略の評価点検 | | 2,000 | | | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| | | | 新規 | 総務部 | 危機管理室 | 火山防災対策のうち浅間山・日光白根山については、隣接県、周辺市町村、関係機関と連携しながら、国の防災基本計画に明記する「火山防災協議会」の結成(浅間山は現行「連絡会議」)を目指しており、結成後は火山専門家の参画など活動のレベルアップが期待できることから、より具体的な火山防災対策を推進する。 | ・県、市町村、関係機関の火山災害対応力の向上 ・具体的、実践的な避難計画の策定 ・大規模噴火に対する避難訓練の実施 | 浅間山においては、「浅間山火山防災対策連絡会議」において、融雪型火山泥流に対する防災マップの作成、住民説明会の開催、申し合わせ書の作成等を実施するとともに、大規模噴火に対する防災対応の検討を開始。 | ・浅間山については「連絡会議」から「火山防災協議会」への移行と融雪型火山泥流に係る避難計画作成への着手、大規模噴火対策の検討。 ・日光白根山については、栃木県及び関係3市村等との「火山防災協議会」の新規設立。 | ・浅間山については具体的な避難計画の作成と当該計画に基づいた避難訓練の実施。 ・日光白根山については、防災マップの作成、防災対応に関する申し合わせ書の作成等。 | | | | | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| | | | 新規 | 総務部 | 危機管理室 | 平成24年度に締結した群馬、新潟、埼玉三県防災協定に基づき、平時からの広域連携の取組として、三県共通カリキュラムに基づく住家の被害認定調査研修を実施する。 | ・共同研究や事業の実施による連携強化 ・三県連携防災体制整備 ・住家の被害認定調査能力の向上による被災者の迅速な生活再建支援 | — | ・共同研究や事業の実施による連携強化 ・三県共同研究テーマ「住家の被害認定調査」実地研修実施 | ・三県共同研究テーマ「住家の被害認定調査」実地研修実施 | | 1,000 | | | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>2

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------------------------------|-------|------|-------|--|---|------------------------------------|-------------------|--|-------------------------------------|---------|---------------------------|---|---|--|--|----------------------------------|---|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | 目標値 | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | H24 評価の考え方 | H25 評価の考え方 | | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | |
| | | | 危機管理・防災対策推進 | | 総務部 | 危機管理室 | 危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進し、災害の発生に備える。 またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。 | 県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を確保すること。 迅速的確な情報収集を始めとする危機管理体制を整備すること。関係機関との連絡体制を強化すること。 | 雨期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の継続 | 災害対策本部 実施室設置検討 | 災害対策本部 実施室整備 国民保護実動 訓練実施に向けた準備 | 災害対策本部 実施室の設置 国民保護実動 訓練の実施 | 14,478 | 13,173 | 11,673 | 24時間365日の宿日直体制(適宜増強体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた災害対策本部図上訓練を実施した。 | 4 | いつ起こるか分からない災害等に備えて、引き続き対策を推進する。 | 4 | 災害時に県民の安全を確保するために行う総合防災訓練等にかかる経費のため、継続。 |
| | | | 防災拠点・災害対策本部実施室整備(防災拠点施設機能強化) | 新規 | 総務部 | 危機管理室 | 防災拠点施設(合同庁舎・県立高校)の防災備品の修繕等を実施するとともに、地震被害想定調査を踏まえ、衛生器具や男女のニーズの違いに配慮した備蓄物資の不足分を購入等するなど、防災拠点施設の機能の維持向上を図る。 | ・大規模災害に備えた備蓄資機材の整備、物資の確保 ・男女のニーズの違い等に配慮した避難所運営等の支援 | - | - | ・備蓄資機材の整備、備蓄物資の購入による機能の確保 ・継続的な整備・購入による機能の確保 | - | 7,600 | | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| | | | 防災拠点・災害対策本部実施室整備(災害対策本部実施室整備) | 新規 | 総務部 | 危機管理室 | 1階県民ホールを、災害対策本部設置時に各班及び関係機関等が活動するスペース(実施室)として使用するために必要な、資機材の整備を行う。 | 実施室体制の迅速な設置環境の整備 | - | - | 資機材の整備 | - | 1,200 | | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| | | | 防災情報システム端末機器更新 | 新規 | 総務部 | 危機管理室 | システム運用開始から5年が経過し、平成26年4月にWindowsXPのメーカーサポートが終了となるためWindows7OSへの乗換えが必要。 平成25年度中にクライアントPC(Windows7)及びプリンタを新規に調達する。調達はハードウェア保守を含むリース契約とする。撤去するクライアントPC(WindowsXP)を廃棄しメーカーリサイクルとする。 | 平成26年4月にWindowsXPのメーカーサポートが終了となるためWindows7OSへの乗換えが必要。 平成25年度中にクライアントPC(Windows7)及びプリンタについて必要ソフトウェアのインストール及びハードウェア保守を含むリース契約とする。 現用のPC(WindowsXP)及びプリンタをメーカー引き取りによるリサイクル廃棄とする。 | - | - | 端末PC167台及びプリンタのリース(5年)契約 端末PC167台及びプリンタのリース(5年)契約継続 | - | 4,788 | | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| | | | 被災者受入れのための民間賃貸住宅等借り上げ | | 総務部 | 危機管理室 | 東日本大震災による県内への避難者に対し、民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅として提供。 | - | - | - | - | 309,590 | 275,296 | 227,476 | 東日本大震災による被災地からの避難者に対し、災害救助法に基づき、被災者の要請を受けて、市町村や関係機関と連携した被災者支援を実施し、それに要した費用を被災県へ求償した。 県実施分 応急仮設住宅として民間賃貸住宅等を借り上げ提供した。 市町村実施分 市町村が災害救助法に基づく応急救助に要した費用に対し補助した。 | 4 | 災害救助法では、被災者への応急仮設住宅の供与期間は、原則2年間と定められているが、東日本大震災に伴う被災者への供与期間については、入居日から最長4年間と延長されたことから、被災地の復興状況等を踏まえ、今後も継続的な支援が必要である。 | 4 | 東日本大震災による被災者を県内に受入れるための経費のため、継続。 | |
| | | | 防災航空隊運営 | | 総務部 | 消防保安課 | 防災ヘリコプターによる消防防災業務の充実を図り、広域・複雑化する災害や一刻を争う救急・救助に高速かつ機動的に対応する。 | 緊急出動回数 | H22 141件 H23 129件 H24 171件 | 100回 | 100件超 | 安全確実な運航と整備を継続し緊急出動に備える。 | 174,225 | 170,686 | 176,439 | 緊急運航件数:171件(火災防備18、救助67、救急75、広域応援11) 救急救助搬送人員:147人 飛行回数:413回 飛行時間:353時間 ドクターヘリの運用:11件 傷病者のドクターヘリへの引継:11件 | 4 | ヘリコプターの機動力を活かした活動は、災害や事故から県民の生命・身体・財産を守る上で必要不可欠なものとなっている。 ドクターヘリとの連携により、ドクターヘリの効果的な活動にも大きく寄与している。 | 4 | 防災ヘリによる消防・防災業務に要する経費のため、継続。 |
| | | | 防災ヘリコプターテレビ電送システム整備(防災航空隊運営) | 新規 | 総務部 | 消防保安課 | 現有防災ヘリは山岳域でパワー不足のため、現有機以上の能力のある機種に更新するとともに、広域災害や林野火災等で有効なヘリコプターテレビ電送システムを整備し、災害対応力を強化する。 | 山岳域における安全・確実な救助活動。 災害状況の即時把握及び情報共有化 | - | - | ヘリコプターテレビ電送システム整備実施設計業務委託 ヘリコプターテレビ電送システム整備 | - | 15,000 | | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| | | | 被災対策整備 | | 警察本部 | 警察本部 | 大災害の発生に備え、活動拠点となる警察施設や装備品を整備する。 | 警察施設、装備品の整備 | - | 整備の推進 | 整備の推進 | 整備の推進 | 122,839 | 154,749 | 115,055 | 装備資機材及び備蓄食料等の整備拡充を図った。 6警察署(前橋、安中、太田、館林、桐生、沼田)について、非常用発電機の増設、更新等を実施した。 | 4 | 災害時に警察機能を維持するための装備品、非常用発電機等について、整備計画に基づいて継続的に整備する必要がある。 | 4 | 災害発生時に万全の対応ができるよう、計画的な整備を行う必要があるため継続。 |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>3

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|-------------------------------------|-------|-----------|--------------|---|---|--|-------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|-----------|---------------------------|-------------------|-------------------|---|--------|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24 決算 (千円) | H24事業結果 | | 部局評価 | 財政課評価 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | 目標値 | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 災害時多言語情報センター設置運営訓練 | | 生活文化スポーツ部 | NPO・多文化共生推進課 | 災害時多言語情報センター設置運営訓練等の事業により、外国人県民及び日本人県民の防災意識を啓発する。 | 訓練箇所数 | H24 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1,200 | 1,056 | 1,198 | 4 | 災害時に在住外国人に対して正確な情報提供を行う災害時多言語情報センターの運営と避難所を模擬体験できる訓練を伊勢崎市で実施。 ①意識啓発講演会の開催(1回、参加者69名) ②災害時外国人通訳ボランティア養成講座の開催(3回、参加者21名) ③避難所訓練(外国人参加者35名) | 4 | 通訳ボランティアの養成と登録、外国人県民の避難所体験及びセンターによる情報収集・発信訓練は、災害時の迅速な初動を確保する上で非常に重要である。 そのため、今後も引き続き、ボランティア養成事業や避難所訓練により多くの人が参加できるよう事業の工夫をしていきたい。 | 4 | 災害発生時に外国人避難を円滑に行い、被害を最小限に抑えるため、継続。 | | | | | | | | | | |
| | | | 環境放射能水準調査 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 原子力発電施設等の放射能の影響を正確に評価するために、広範囲の地域において環境放射能測定を実施する。 | ①モニタリングポストによる空間放射線量率の測定 ②降下物・陸水・土壌・食品等の放射能核種分析 | H22 131件 H23 783件 H24 118件 | 国からの指示項目について、調査の完全実施 | ①通年連続測定 ②サンプル数118件(見込み) | 国からの指示項目について、調査の完全実施 | 25,472 | 13,109 | 21,979 | 4 | 調査については、国の指示項目を完全実施。 ゲルマニウム半導体検出器を1台更新。 | 4 | 国からの継続的な環境放射能監視委託調査事業であるため、指示項目については全て実施しなければならない。 この事業は、もともと核実験による影響を想定しているもので、継続的な調査により、県民の安全な暮らしの実現に活かされる。 | 4 | 県民が安全・安心な生活を送れるよう、国の基準に基づく放射能測定は必要であり、継続。 | | | | | | | | | | |
| | | | 放射線対策 | | 環境森林部 | 環境保全課 | 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、市町村が実施する除染への協力や除染状況の調査を行う。 | 除染対象市町村の除染の進捗割合 | H22 - H23 - H24 64% | 70% | 85% | 95% ※1自治体の除染実施計画がH28年度までとなっている。 | 500 | 398 | 288 | 4 | 該当する市町村においてそれぞれ除染作業を進めているが、市町村により個別の事情があり、進捗状況に差が出た。 | 4 | 除染に時間がかかっている市町村に対し、引き続き協力・支援を行っていく。 | 4 | 県民が安全・安心な生活を送れるよう、市町村の実施する除染事業等への協力は必要であり、継続。 | | | | | | | | | | |
| | | | 放射性物質汚染廃棄物処理状況監視 | | 環境森林部 | 廃棄物・リサイクル課 | 放射性物質汚染対処特別措置法の施行に伴い適用となる廃棄物処理基準の遵守状況を監視し、必要な指導を行う。 | 立入検査数 ※法対象施設が順次減少することから、立入検査数は順次減少する。 | H24 25施設 | 49施設 | 25施設 | ※法改正(H25.1)に伴い、対象施設が減少したため、目標値を修正 | 9,916 | 1,966 | 2,716 | 2 | ・廃棄物焼却施設の排ガス中の放射性物質濃度の測定監視、結果公表 ・監視対象9施設の全てが基準適合 ・廃棄物最終処分場の放流水中の放射性物質濃度の測定監視、結果公表 監視対象16施設の全てが基準適合 | 2 | 現在市町村が実施している濃度測定に加えて県が任意で実施している測定について、国による規制の解除等の状況や、24年度及び25年度の測定結果、処理する廃棄物の種類等を踏まえ、測定対象施設を絞る。 | 2 | 測定結果や規制解除等の状況を踏まえて県による測定対象施設の絞り込みを検討。 | | | | | | | | | | |
| | | | 青少年健全育成施設整備 (天文台・北毛青少年自然の家の除染工事) | | 教育委員会 | 生涯学習課 | 天文台と北毛青少年自然の家を安心して利用してもらうため、面的な除染工事を行う。 | 天文台及び北毛青少年自然の家の除染 | 天文台 H23 0.26μ Sv H24 0.23μ Sv 北毛青少年自然の家 H23 0.24μ Sv H24 0.24μ Sv | 0.23μ Sv未満 | 0.23μ Sv未満 | 0.23μ Sv未満 | 201,054 | 12,810 | 13,274 | 4 | 国の基準に基づき、工事範囲、工法等に係る詳細調査を実施した。 | 4 | 除染土壌の移動(最終処分)について、国指針の目処が立たない状況であるが、引き続き国へ働きかけ、早期完了を行う必要がある。 | 4 | 土壌の表土除去は完了。 国指針作成までは除染土壌を保管し、国指針決定後に適切に処分する必要があるため、継続。 | | | | | | | | | | |
| | | | 災害医療対策 | 再掲 | 健康福祉部 | 医務課 | 東日本大震災を踏まえ、群馬県の災害医療体制を充実。 ・災害医療連絡協議会の設置・運営等 ・DMAT新規指定病院医療資機材整備費補助 ・災害対応医療研修費負担 ・医療施設耐震化臨時特例基金事業 | 群馬DMAT隊員登録数 | H22 : 110人 H23 : 135人 H24 : 152人 ※年度末人数 | 計145人 | 計150人 | 計160人 | 2,063,986 | 970,015 | 3,802,348 | 4 | 医療施設耐震化臨時特例基金を活用し、9医療機関に対し施設整備補助を実施した。 災害拠点病院(2か所)に対し、災害派遣医療チームの体制整備費を補助した。 災害対応医療研修の開催等を行った。 | 4 | 病院の耐震化、災害派遣医療チームの体制整備、災害対応医療訓練の実施により災害医療体制の充実が図られた。災害が発生した場合であっても、確実に医療が提供できるよう、引き続き災害医療体制整備を進めていくことが必要。 | 4 | 災害発生時にも確実に医療が提供される体制を整備するため継続。 | | | | | | | | | | |
| ■近隣都県との防災ヘリの相互応援協定の締結などははじめとし、民間事業者や団体等との連携強化を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■関係団体と協力し、災害時等に必要となる医薬品の備蓄を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 災害用医薬品備蓄 | | 健康福祉部 | 業務課 | 県地域防災計画に基づく医薬品及び医療機器の備蓄を県医薬品卸協同組合と県医療機器販売協会へ委託する。 | 備蓄品目数 | H22 : 医薬品80品目、医療機器38品目 H23及びH24 : 医薬品86品目、医療機器38品目 | 国、県の防災計画等の改訂にあわせて適宜見直し | 医薬品等の流通備蓄委託と併せて、他の関係団体等と災害時の協定締結を図る | 国、県の防災計画等の改訂にあわせて適宜見直し | 1,821 | 1,842 | 1,763 | 4 | 契約に基づく医薬品等の流通備蓄、防災訓練、備蓄医薬品等の点検を行い、災害時に備えた危機管理に努めた。 | 4 | 新たな関係団体との協定締結など事業拡充が必要である。 流通備蓄医薬品及び医療機器等の品目について定期的に見直しを実施する。 | 4 | 災害時における医薬品等の確保にかかる経費であり、災害対策として継続。 | | | | | | | | | | |
| (2)新型インフルエンザ対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■強毒性の新型インフルエンザの発生に備え、医療体制の整備を進めるとともに、県民一人ひとりの感染予防の取組や家庭、事業所等における事前準備を促進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 新型インフルエンザ等対策 | | 健康福祉部 | 保健予防課 | 強毒性の新型インフルエンザの発生に備えて、診療を担う医療機関の確保、機能強化を図るとともに、医療訓練の実施、社会機能を維持するための体制の整備を行う。 | 施設・設備整備補助医療機関数 ・入院協力医療機関数 ・外来協力医療機関数 | (入院) H22 : 53 H23 : 57 H24 : 61 (外来) H22 : 71 H23 : 77 H24 : 91 | (入院) : 68 (外来) : 141 | (入院) : 71 (外来) : 173 | (入院) : 92 (外来) : 340 | 185,039 | 333,035 | 19,791 | 4 | 強毒性の新型インフルエンザ発生に対応するため、医療訓練を県内5か所で行った。 医療機関に対して人工呼吸器・空気清浄機等の購入費用を補助した。 新型インフルエンザの発生に備え、県民局を中心とした現地対策本部連絡調整会議を開催し、連携体制の構築を図った。 | 4 | 発生が危惧される強毒性の新型インフルエンザに対応できる体制をさらに整えるため、今後も医療機関の機能強化や県民の予防意識の醸成等、事前の対策の強化が必要である。 | 4 | 新型インフルエンザの発生に備えた訓練や協力医療機関の施設整備にかかる経費であり継続。 予算額(H24当初予算:185,039千円)については、執行状況をみながらの検討が必要。 | | | | | | | | | | |
| (3)家畜伝染病対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図ります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 家畜伝染病予防 | | 農政部 | 畜産課 | 家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、家畜伝染病の発生予防、発生予防を行うとともに、発生があった場合は速やかにまん延防止措置を図る。 | 家畜伝染病の発生頭数 | H22:23頭 H23:32頭 H24:11頭 | 24頭 | 23頭 | 21頭 | 125,846 | 130,951 | 129,958 | 4 | 家畜伝染病予防法に基づき、116,444頭について家畜伝染病の検査を実施し、ヨーネ病11頭を摘発した。 発生農場においては、まん延防止のため、患者の処分と、消毒措置等を実施した。 | 4 | 法令に基づく事業であり、県内での家畜伝染病の発生予防・まん延防止を図るために、引き続き事業実施が必要である。 | 4 | 法に基づく必要不可欠な監視・検査・処分業務などであり、畜産経営の安定と県民の食の安全・安心を確保していく必要があるため継続。 | | | | | | | | | | |

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ8>4

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | | | |
|--|-------|-------|--|-------|-------|-------|---|--|--|-------------------|--|-------------------------------------|---------|---------------------------|-------------------|---------|--|--|--|--|---|----------------------------------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | | | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | H24 決算 (千円) | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 | H23 | H24 | 目標値 | | | | | | | | | | H24 (前年度) |
| | | | 家畜衛生技術指導(家畜衛生技術総合推進)(家畜衛生施設整備)(家畜衛生指導事業) | | 農政部 | 畜産課 | 家畜衛生に関する基礎的情報の収集、生産性を阻害する疾病や危害要因等の調査・検査・分析を行い、畜産農家等に対して衛生指導を実施する。 | 家畜の衛生検査頭羽数 | H22:62,454検体 H23:72,788検体 H24:63,541検体 | 65,000検体 | 64,000検体 | 63,000検体 | 11,106 | 12,240 | 9,697 | 4 | 飼養衛生管理基準、特定家畜伝染病防疫指針を周知し、伝染病発生時に備え防疫演習を開催した。また、家畜疾病の検査や調査・指導を実施するとともに、検査関連機器を整備した。 | 4 | 家畜の飼養を衛生的に行う上で必要な検査や、調査・指導を実施することができる。生産段階において安全な生産物を確保する観点から、関係機関への検査や取締指導等は、今後も引き続き必要である。 | 4 | 家畜伝染病対策は、各農家で徹底した衛生管理を行うことが基本であり、その指導経費である本事業は必要であるため継続。 | |
| | | | 地域獣医療支援 | | 農政部 | 畜産課 | 獣医学を専攻する学生のうち、卒業後群馬県内で獣医師として産業動物診療業務等に従事しようとする学生に対し、修学資金を給付する。 | 産業動物獣医師修学資金貸与者数 | H22:5人 H23:9人 H24:12人 | 12人 | 15人 | 29人 | 9,577 | 10,970 | 9,457 | 4 | 平成22年度貸与者4名、平成23年度貸与者4名、平成24年度貸与者5名、合計13名に給付実施。平成24年4月現在、2名が産業動物獣医師として従事。平成24年度貸与者1名が貸与辞退により修学資金返還。 | 4 | 平成24年度までの貸与者15名のうち、3名が本県で産業動物獣医師として従事している。平成23年度に公表した「群馬県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」に基づき、不足する産業動物獣医師の確保のために、平成27年度まで新規貸与者を毎年度5名ずつ追加し、平成32年度までに本県の産業動物獣医師を30名確保するために継続が必要である。 | 4 | 産業動物獣医師の確保は、本県の畜産振興を図る上で重要な課題であり、目標である「H32までに30名確保」を達成する必要があるため継続。 | |
| | | | 災害拠点病院等施設設備整備事業 | 新規/再掲 | 健康福祉部 | 医務課 | 大規模災害に備え、災害拠点病院の施設・設備の充実、広域医療搬送や特殊災害に対応できる体制を整える。 ・災害拠点病院施設整備費補助 ・NBC災害・テロ対策設備整備費補助 | 災害拠点病院のうちヘリポート整備病院数 (整備病院数/災害拠点病院数) | H22 : 2/13 H23 : 2/15 H24 : 4/17 | - | 5/17 | 7/17 | - | 22,382 | | | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| (4)テロ対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 武力攻撃やテロに伴う災害に対処する体制整備に努めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 危機管理・防災対策推進 | 再掲 | 総務部 | 危機管理室 | 危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進し、災害の発生に備える。 またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。 | 県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を確保すること。 迅速的確な情報収集を始めとする危機管理体制を整備すること。関係機関との連絡体制を強化すること。 | 雨期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の継続 | 災害対策本部 実施室設置検討 | 災害対策本部 実施室の設置 国民保護実動 訓練実施に向けた準備 | 災害対策本部 実施室の設置 国民保護実動 訓練の実施 | 14,478 | 13,173 | 11,673 | 4 | 24時間365日の宿日直体制(適宜増強体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた災害対策本部図上訓練を実施した。 | 4 | いつ起こるか分からない災害等に備えて、引き続き対策を推進する。 | 4 | 災害時に県民の安全を確保するために行う総合防災訓練等にかかる経費のため、継続。 | |
| ■ テロを未然に防止するため、情報収集や捜査の徹底を図るとともに、テロの標的となる重要施設に対する警戒警備等諸対策を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | テロ等の危機管理対策 | | 警察本部 | 警察本部 | テロを未然に防止するため、情報収集や捜査の徹底を図るとともに、テロの標的となる重要施設に対する警戒警備等諸対策を推進する。 | テロの発生件数 | H22:テロの発生なし H23:テロの発生なし H24:テロの発生なし | テロの未然防止 | テロの未然防止 | テロの未然防止 | テロの未然防止 | 部局予算対応 | 部局予算対応 | 部局予算対応 | 4 | ・テロ対策等訓練を実施 ・重要施設に対する警戒警備を実施 ・関係機関と連携し、関連情報の収集を実施 ・サイバーテロ対策協議会総会を開催 | 4 | テロを未然に防止するため、情報収集や捜査の徹底を図るとともに、テロの標的となる重要施設に対する警戒警備等諸対策を推進する必要がある。 | 4 | テロの未然防止、警戒警備等の諸対策を推進する必要があるため継続。 |
| 1 危機管理体制の整備 小計 2,320,430 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 犯罪・交通事故の防止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)犯罪対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 犯罪抑止総合対策 | | 警察本部 | 警察本部 | 犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動を推進する。 | 刑法犯認知件数 | H22:22,211 H23:20,981 H24:20,330 | 減少 | 減少 | 減少 | 24,405 | 27,208 | 21,541 | 4 | 刑法犯認知件数は、8年連続減少した。振り込め詐欺は、56件(前年比△22件、△28.2%)と減少したものの、振り込め詐欺以外の特殊詐欺(金融商品等取引名目等)が、33件(前年比+30件、+100%)と急増したことから、特殊詐欺全体では、89件(前年比+8件、前年比+9.9%)と増加した。 | 4 | 県民が安全で安心して暮らせる群馬県の実現に向け、犯罪抑止総合対策を継続し、地域の犯罪情勢に即した警察活動を展開する必要がある。 特に、被害者の多くを高齢者が占めるオレオレ詐欺、還付金等詐欺及び金融商品等取引名目の特殊詐欺の被害を防止するためにも、各種対策を継続して推進する必要がある。 | 4 | 県民の安全な暮らしの実現に向け必要な事業であるため継続。 なお、事業実施にあたっては、引き続き効率的な予算の執行に努める必要がある。 | |
| | | | 警察官の増員 | | 警察本部 | 警察本部 | 複雑・困難化する治安情勢に迅速・的確に対応し、安全・安心を誇る群馬県を実現するため、警察官の増員を図る。 | 警察官の増員 | H22:16人 H23:10人 H24:10人 | 更に増員 | 更に増員 | 更に増員 | 22,531 | 19,669 | 22,531 | 4 | 生活安全企画課サイバー犯罪捜査室の体制強化 ・捜査第一課検視官室の体制強化 | 4 | 複雑・困難化する治安情勢に迅速・的確に対応するためには不可欠な事業であり、今後も継続する必要がある。 | 4 | 政令等に基づき、適正な定員・配置が必要である。 | |
| | | | 渋川警察署新築整備 | | 警察本部 | 警察本部 | S41年の建築で、老朽化・狭隘化が著しい渋川警察署の移転新築整備を推進。 | 新築整備 | H23:地質調査 H24:用地取得 | 設計、用地造成、用地取得 | 工事 | 完成(H26) | 535,000 | 208,456 | 380,750 | 4 | 基本・実施設計、用地購入、用地造成工事を実施した。 | 4 | 老朽化・狭隘化が著しい渋川警察署を移転新築するため、今後も継続する必要がある。 | 4 | 警察活動の基盤施設であり、計画的な整備を行う必要があるため継続。 | |
| | | | 警察施設基盤整備 | | 警察本部 | 警察本部 | 老朽、狭隘、劣悪環境にある交番・駐在所の移転新築。(二之宮駐在所) | 交番、駐在所の新築整備 | | - | | | | | 31,000 | | | H25年度実施事業評価対象外 | | | | |

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 H24 決算 (千円) | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|---------------------------|-----------|-----------|-------|--|-------------------------|---|--------------|--------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------------|-------------------|-----------------------|--|-------------------|--|----------|---|----------|--------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規 /再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 目標・指標 | | | | 予算額 | | H24 H25 H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | 部局評価 | | 財政課評価 | | | | | |
| | | | | | | | | 成果(結果)を示す項目 | 実績値 (過去3年間) | | 目標値 | | | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | | | | |
| <p>■ 県民生活に大きな脅威を与えている重要犯罪や重要窃盗犯の徹底した検挙を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 広域・科学捜査 (重要犯罪・重要窃盗犯検挙) | | 警察本部 | 警察本部 | 重要犯罪や重要窃盗犯の徹底的な検挙を図る。 | ① 重要犯罪検挙率 ② 重要窃盗犯検挙率 | ①重要犯罪検挙率 H22:85.0%(全国62.8%) H23:87.5%(全国64.0%) H24:90.1%(全国65.8%) ②重要窃盗犯検挙率 H22:70.3%(全国47.8%) H23:67.5%(全国48.1%) H24:63.4%(全国50.0%) | 更なる推進 | 更なる推進 | 更なる推進 | 290,490 | 296,680 | 309,084 | 4 | 犯罪の予防や検挙に必要な不可欠な事業で、成果を挙げているものの、県民が真に安全・安心を実感するためには更なる諸対策を推進する必要がある。 | 4 | 県民生活の安全を確保するために必要な経費であるため継続。 なお、捜査機器等の整備にあたっては、その必要性、効果を十分見極める必要がある。 | | | | |
| <p>■ 深刻化する振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪や暴力団による犯罪、組織的な銃器・薬物の密売、来日外国人犯罪組織による犯罪等への対策を推進します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 組織・来日外国人犯罪対策 | | 警察本部 | 警察本部 | 振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪、暴力団による犯罪、組織的な銃器・薬物の密売及び来日外国人犯罪組織による犯罪等への対策を推進する。 | 暴力団の検挙人員 | H22:438人 H23:463人 H24:430人 | 更なる推進 | 更なる推進 | 更なる推進 | 50,404 | 35,681 | 48,569 | 4 | ① 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺対策関係 宮城県警察との合同事件「風力発電事業による利益配当権利証購入名下の特殊詐欺事件」等、 検挙件数92件(前年比+63件) 検挙人員19人(前年比+9人) の検挙 ② 暴力団・銃器対策関係 ・ 稲川会傘下組織組員による前橋市内におけるスナックに対する拳銃発砲事件の検挙 ・ 群馬県警察保護対策実施要綱の改正による保護対策の強化 ③ 薬物対策関係 ベトナム人等による営利目的大麻栽培事件 ④ 来日外国人対策関係 フィリピン人らによる組織的地下銀行事件の検挙 | 4 | ① 特殊詐欺のうち振り込め詐欺については平成21年から減少傾向にあったものの、振り込め詐欺以外の特殊詐欺が急増したことから特殊詐欺は全体として増加している。 よって、引き続き、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺に対する徹底した検挙活動を推進する必要がある。 ② 暴力団は、銃器を使用した対立抗争や事業者に対する襲撃事件を繰り返す等、平穏な市民生活への脅威となっており、平成23年に発生した拳銃発砲事件を検挙したものの、未だに治安上の重大な課題であることから、暴力団に対する徹底した検挙活動を強化するとともに、銃器の根絶に向けた取組みを継続する必要がある。 更には、暴力団との関係を遮断する者などの安全を確保することが暴力団排除活動を推進するための不可欠な基盤であるため、保護対策を強化する必要がある。 ③ 薬物事犯については、近年「脱法ドラッグ」などと呼ばれる違法薬物の存在が未成年者をはじめ乱用者の拡大が社会問題となっており、より一層の薬物犯罪の取組み強化が求められている。 ④ 来日外国人犯罪については、薬物事犯をはじめ、各種犯罪に組織的に関与している状況が窺えることから、早急にこれら犯罪組織の実態解明及び壊滅を図る必要がある。 | 4 | 県民生活の安全を確保するために必要な経費であるため継続。 なお、事業実施にあたっては、引き続き効率的な予算の執行に努める必要がある。 | | |
| | | 新規 | 国際人材育成事業(海外語学研修) | | 警察本部 | 警察本部 | 国際感覚を有する人材の育成と裾野拡大を図ることにより、治安の重大な脅威となっている犯罪のグローバル化対策や安全・安心な群馬県の実現に向けた国際対策を強力に推進する。 | 国際人材の育成 | - | - | - | 国際人材育成関係施策の推進 | 国際人材育成関係施策の推進 | 1,500 | | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | | | |
| | | | 違法ドラッグ対策強化事業 | | 健康福祉部 | 業務課 | 違法ドラッグによる健康被害を未然に防止するため、製品の試買検査や青少年への啓発事業を実施する。 | 違法ドラッグ試買検査数 | H24: 新規 | 試買件数 10検体 | 試買件数 20検体 | H24年~27年 試買件数 70検体 | 663 | 2,100 | 1,158 | 4 | 指定薬物の疑いだけでは指導取締りが難しいことから、引き続き試買検査を実施する必要がある。 | 4 | 違法ドラッグによる健康被害を防止するための試買検査や普及啓発にかかる経費であり継続。 | | | | |
| <p>■ 防犯出前講座や防犯イベントを開催するなど、県民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 県民防犯意識の高揚対策 | | 生活文化スポーツ部 | 県民生活課 | 県民一人一人の自主防犯意識を高めるため、県民防犯の日啓発、防犯出前講座の開催、各種啓発資料を作成するなど広報啓発活動を実施する。 | 県内刑法犯認知件数 | H22 22,211件 H23 20,981件 H24 20,330件 (暦年) | 対前年比で減少 | 対前年比で減少 | 対前年比で減少 | 4,051 | 2,388 | 3,444 | 4 | 刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、引き続き、警察、市町村、地域住民等と協力して防犯意識の普及啓発を図ることが必要である。 | 4 | 県民の自主防犯意識向上のため、継続。 | | | | |
| | | | 振り込め詐欺被害防止対策 | | 生活文化スポーツ部 | 県民生活課 | 振り込め詐欺被害が後を絶たないため、従来からの啓発に加え、振り込め詐欺に特化した防犯出前講座の開催等啓発活動を強化し実施する。 | 県内振り込め詐欺認知件数 | H22 115件 H23 78件 H24 56件 (暦年) | 対前年比で減少 | 対前年比で減少 | 対前年比で減少 | 525 | 525 | 463 | 4 | 振り込め詐欺認知件数は減少傾向にあるが、24年は高額被害者が増加したほか、還付金詐欺が21年以来3年ぶりに発生している。また、25年度に入り、手口を変えた予兆電話も多数かかってきていることから、啓発活動を引き続き実施することが必要である。 | 4 | 振り込め詐欺被害防止の啓発に係る事業であり、年々手口も巧妙化していることから、継続。 | | | | |

| 主な取組(B) | 施策(C) | 事業(D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | | |
|---|-------|-------|------------------------|-----------------|-----------|--|--|--|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|---------------------|--------|---------------------------|---|-------------------|---|------|--|-------|--------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24 決算 (千円) | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | | 評価区分 | 評価の考え方 | 評価区分 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | | |
| <p>■ 子どもの危険回避能力を高め、子どもの安全を確保するとともに、規範意識の醸成など少年の非行防止に努めます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 警察本部 | 警察本部 | 少年補導・相談活動等により、少年の規範意識の醸成と非行防止に努める。 | 不良行為少年補導人員 | H22:21,546人 H23:22,166人 H24:20,354人 | 不良行為少年の減少 | 不良行為少年の減少 | 不良行為少年の減少 | 6,538 | 6,205 | 5,840 | 少年の健全育成を目的にぐんま武道館において群馬県少年柔道剣道大会を開催した。 少年の規範意識の醸成、健全育成を図るため、地域社会が一体となった居場所づくり活動等を実施した。 少年の使用する携帯電話のフィルタリング100%普及を目指した広報啓発活動を推進した。 | 4 | 少年の健全育成と非行防止のためには不可欠な事業であり、今後も継続する必要がある。 | 4 | 少年の健全育成と非行防止のために必要な経費であるため継続。なお、事業実施にあたっては、引き続き効率的な予算の執行に努める必要がある。 | | |
| | | | | 生活文化スポーツ部 | 県民生活課 | 子ども向け防犯出前講座、地域安全マップ指導者養成・作成支援、防犯教育ボランティアの養成や、女子中高生を主な対象とした防犯出前講座の実施などにより、子ども・女性の安全確保に努める活動を推進する。 | 県内不審者情報認知件数 ①子ども(18歳以下の男女) ②若い女性(19歳以上) ※不審者から声を掛けられたり、付きまとわれたりするいわゆる「声かけ事案」で、犯罪件数とは異なる | ①H22 699件 H23 753件 H24 827件 ②H22 240件 H23 355件 H24 344件(暦年) | ①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度の2割増とする | ①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする | ①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする | 4,529 | 4,330 | 4,010 | 子ども向け防犯出前講座(175回) 女性向け防犯出前講座(21回) 地域安全マップづくり指導者研修(1回) 地域安全マップ作成支援(11回) | 4 | 子どもや女性自身の危険回避能力を高めるため、防犯出前講座や各種研修会等の実施が必要である。また、防犯意識の高揚等にも効果が認められる。 | 4 | 子どもや女性の自主防犯意識を高め、犯罪被害を未然に防ぐため、継続。 | | |
| <p>■ 女性を犯罪被害やDV被害から守るとともに、女性に対する暴力の根絶を目指します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 生活文化スポーツ部 | 人権男女共同参画課 | DV防止啓発に関するリーフレットの作成、講演会、研修会等の実施により、一般県民、若年者層に対して正しい知識の周知を図るとともに、被害者支援団体に対し補助を行う。 | ①DV防止啓発講師派遣学校数 ②配偶者暴力相談支援センター設置数 | ①H22 - H23 9校 H24 11校 ②H22 2カ所 H23 1カ所 H24 1カ所 | ①6校 ②1カ所(市町村支援策の検討、市町村への設置の働きかけ) | ①10校 ②4カ所(市町村支援策の検討、市町村への設置の働きかけ) | ①10校 ②4カ所 | 3,187 | 2,938 | 1,650 | DV啓発冊子・DV相談窓口カード・若年者向け啓発冊子を作成し、市町村、県有施設、高校、大学等に配布、DV被害者を支援する民間団体(2団体)への補助、大学・高校等(11校)へのDV防止啓発講師の派遣 | 3 | 25年度に策定する「ぐんまDV対策推進計画(第3次)」に基づき、DV被害者の中長期的な自立支援の充実を図るため、ステップハウスの設置や、民間支援団体等に自立支援コーディネーターを設置し、就業も含めた生活全般の支援を行う等、新たな支援システムを構築していく。 また、引き続き、市町村における配偶者暴力相談支援センター設置を促進し、身近な相談体制を充実させる。 | 4 | DV被害を防ぎ、被害者を支援するため、継続。 今後の事業のあり方については、市町村や関係機関、団体等との役割分担について検討の上、長期的な視野から、優先順位を付して計画的に実施する。 | | |
| | | | | 生活文化スポーツ部 | 人権男女共同参画課 | DV被害者からの相談を受けるとともに、保護及び自立支援を行う。 | ①女性相談件数 ②一時保護所入所者数(延べ人数) | ①H22 5,599件 H23 5,919件 H24 5,270件 ②H22 1,361人 H23 987人 H24 860人 | 適切な支援 | 適切な支援 | 適切な支援 | 62,468 | 61,509 | 60,459 | 女性相談件数5,270件(対前年比89%)うちDV相談件数2,356件(対前年比92%)、一時保護所入所者延べ人数860人(対前年比87%)、三山寮入寮者延べ人数1,053人(対前年比94%) | 3 | DV被害女性への適切な支援のためには、女性相談所だけでなく、市町村や民間団体、関係機関との連携が不可欠であり、今後、連携を強化する取り組みを推進していく。 また、被害女性の自立のためには、経済的自立に向けた中長期的な支援や心のケアの充実が求められており、女性相談所・三山寮におけるキャリアカウンセラーによる出張相談の実施など、就業に関する支援の強化を図る。 | 4 | DV被害を防ぎ、被害者を支援するため、継続。 今後の事業のあり方については、市町村や関係機関、団体等との役割分担について検討の上、長期的な視野から、優先順位を付して計画的に実施する。 | | |
| | | | | 再掲 生活文化スポーツ部 | 県民生活課 | 子ども向け防犯出前講座、地域安全マップ指導者養成・作成支援、防犯教育ボランティアの養成や、女子中高生を主な対象とした防犯出前講座の実施などにより、子ども・女性の安全確保に努める活動を推進する。 | 県内不審者情報認知件数 ①子ども(18歳以下の男女) ②若い女性(19歳以上) ※不審者から声を掛けられたり、付きまとわれたりするいわゆる「声かけ事案」で、犯罪件数とは異なる | ①H22 699件 H23 753件 H24 827件 ②H22 240件 H23 355件 H24 344件(暦年) | ①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度の2割増とする | ①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする | ①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする | 4,529 | 4,330 | 4,010 | 子ども向け防犯出前講座(175回) 女性向け防犯出前講座(21回) 地域安全マップづくり指導者研修(1回) 地域安全マップ作成支援(11回) | 4 | 子どもや女性自身の危険回避能力を高めるため、防犯出前講座や各種研修会等の実施が必要である。また、防犯意識の高揚等にも効果が認められる。 | 4 | 子どもや女性の自主防犯意識を高め、犯罪被害を未然に防ぐため、継続。 | | |
| | | | | 警察本部 | 警察本部 | 先制・予防的な活動や事案に応じた検挙又は指導・警告の実施等により、子ども・女性の安全を確保する。 | ①声かけ事案等情報認知件数 ②上州くん安全安心メールの登録件数 | ①H22:子ども 699件 女性 240件 ①H23:子ども 753件 女性 355件 ①H24:子ども 827件 女性 344件 ②H22:20,772件(累計) ②H23:25,182件(累計) ②H24:28,999件(累計) | 重大事案の未然防止 | 重大事案の未然防止 | 重大事案の未然防止 | 24,405の一部 | 22,365 | 21,541の一部 | 声かけ事案情報認知件数 子ども 827件 女性 344件 指導・警告 90件 検挙 198件(迷惑行為防止条例違反・軽犯罪法違反・公然わいせつ等) | 4 | 声かけ事案等の情報収集に努めるとともに、先制・予防的な活動や事案に応じた検挙又は指導・警告の実施等により、子ども・女性の安全を確保するため、今後も継続する必要がある。 | 4 | 子ども・女性を犯罪から守り、安全安心を確保するため必要な経費であるため継続。 なお、事業実施にあたっては、引き続き効率的な予算の執行に努める必要がある。 | | |

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 H24 決算 (千円) | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|-----------|-----------|-------------|---|--|---|-----------------|-----------------|---------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------|---|-----------------------|--|--------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/ 再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | 目標値 | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | 評価の考え方 | 評価区分 | 評価の考え方 | |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | |
| <p>■ 高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を最重点とした交通事故の防止対策を推進します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 交通安全対策(高齢者) | | 警察本部 | 警察本部 | 高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を最重点とした交通事故の防止対策を推進する。 | 高齢者交通事故死者数 | H22:50人 H23:48人 H24:54人 | 前年対比減少 | 前年対比減少 | 死者数減少の継続 | 14,414の一部 | 13,481の一部 | 14,357の一部 | ①高齢者に対する交通安全教育532回、3万5,763人 ②上州びかっど運動の推進 高齢歩行者に対する反射材の直接貼付活動 ③高齢者交通事故防止モデル地区対策の推進 県内15地区 ④交通安全“思いやり通報”運動の周知・拡充 ⑤交通安全ひと声運動の実施 県内の医療関係機関約3,360店舗 | 4 | 高齢者に対する交通安全教育や交通安全対策による高齢者の交通事故防止意識の啓発活動及び高齢者以外に対する高齢歩行者等に対する保護意識の啓発のため、これまで以上に交通事故防止対策を継続する必要がある。 | 4 | 交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことなどから、高齢者に対する交通安全対策を継続。なお、事業実施にあたっては、引き続き効率的な予算の執行に努める必要がある。 |
| <p>■ 歩道や信号機・道路標識等の安全で安心な交通環境を整備します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 歩道整備、交差点改良 | | 県土整備部 | 道路管理課、都市計画課 | 歩行者、自転車の関係する事故や交差点付近での事故を防止するため、歩道整備及び交差点改良等を実施する。 | 通学路の歩道整備率 | H21:69.3% H22:72.5% H23:72.9% H24:77.0% | 75.2% | 76.8% | 80.0% | 3,353,072 | 2,940,528 | 3,588,465 | 道路利用者に対する未然の事故防止、安全で快適な交通確保のため、歩道整備事業、交差点改良事業の用地買収及び工事の推進を図った。 (主)渋川大胡線外23路線の歩道を整備。 (国)122号外14路線の交差点改良を実施。 富岡停車場線で用地買収を完了し、工事を発注した。 | 4 | 道路利用者の安全で快適な交通を確保するため、今後も継続して実施する必要がある。 整備目標については概ね順調だが、最終目標である「通学路歩道整備率:80.0%」を達成できるよう継続して事業を実施する必要がある。 | 4 | 道路利用者の安全を確保する必要があるため継続。学校、警察、道路管理者で実施する「通学路における緊急合同点検」の結果も踏まえ、効果的な事業推進に努める必要がある。 |
| | | | 交通安全施設整備 | | 警察本部 | 警察本部 | 信号機・道路標識等の安全で安心な交通環境を整備する。 | 交通信号機の新設数 | H22:70基 H23:68基 H24:78基 | 60基 | 60基 | 交通実態に応じた効果的な整備 | 1,676,308 | 1,467,011 | 1,697,901 | 新設信号機65基 (翌年度 3基繰越・10基補正)ほか | 4 | 安全・安心かつ円滑な交通環境を確保するためには不可欠な事業であり、今後も継続する必要がある。 | 4 | 交通事故から県民を守るために必要な経費であるため継続。 交通事故発生状況や交通量の変化に的確に対応した、効果的かつ効率的な交通安全施設の整備を行う必要がある。 |
| <p>2 犯罪・交通事故の防止 小計 5,218,790</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 消費者被害の防止・食の安全確保</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1)消費者被害の防止</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>■ 消費者事故等の発生や被害拡大を防止するため、群馬県消費者行政推進本部の機能強化により、関係情報を確保し、関係機関との緊密な連携を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 消費者行政活性化推進 | | 生活文化スポーツ部 | 消費生活課 | H21からH24までの4年間、消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談の体制整備を行った。 県民の身近なところでの消費生活センターは整備されたが、今後も市町村の取り組みを支援していく。 また、消費者行政部門のみならず、関係機関と連携して一層消費者被害の未然防止に取り組む。 | 消費生活相談体制の整備 | H22 22市町村(63%) H23 29市町村(83%) H24 35市町村(100%) | 35市町村(100%) | 35市町村(100%) | 35市町村(100%) | 34,958 | 90,000 | 47,652 | 消費者行政活性化基金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを実施した。 | 1 | 24年度当初において、目標であった県内全市町村での身近な消費生活センターで専門的な消費生活相談が受けられる体制が整備できた。25年度をもって基金事業終了となるが、地方消費者行政の維持・拡充のために、26年度以降の予算措置を固く要求していきたい。 | 1 | 平成25年度末で基金が終期を迎えることから、基金事業については廃止。 |
| | | 新規 | 消費者被害防止対策 | | 生活文化スポーツ部 | 消費生活課 | 高齢者の深刻な消費者被害を防止するため、行政関係者だけでなく、事業者等を含め社会全体での見守り体制を一層強化する。 | 見守り協定締結事業者数 | H22 - H23 - H24 - | - | 5者 | 10者(3カ年) | - | 1,667 | - | | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | |
| | | | 動物愛護 | | 健康福祉部 | 衛生食品課 | 動物愛護推進員等の民間活力を活用し、動物(犬・ねこ その他)の飼養に関する指導・啓発を行い動物愛護の普及啓発と動物による県民の生命、身体及び財産に対する被害を防止する。 動物取扱業者の一層の適正化を図り、消費者等への被害の防止及び動物福祉の向上を図るため、動物取扱責任者の義務研修を適切に開催する。 動物に関連して、被害者・加害者にならないよう、動物ふれあい教室等により、子どもの時から動物との正しい関わり方を知ってもらおう。 | ①犬ねこ・動物取扱業者・特定動物に関する苦情件数 ②動物愛護推進員の委嘱数 | ①苦情件数 H22:7,960件 H23:6,732件 H24:6,726件 ②動物愛護推進員数 H22:41人 H23:37人 H24:37人 ※すべて前橋市・高崎市を除く | ①苦情件数 6,200件 | ①苦情件数 5,700件 | ①苦情件数 4,600件 | 10,566 | 12,138 | 9,914 | 動物愛護推進員による助言や啓発活動及び保健福祉事務所での動物飼育者、動物取扱業者への指導を行うことで、苦情件数を徐々に減少させている。 | 4 | 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い動物取扱業者の一層の適正化や一般飼育者への適正飼育指導が必要ことから継続する必要がある。 | 4 | 動物の適正飼養と愛護精神の普及啓発に係る経費であるため、継続。 |

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------|-----------|-----------|-------|--|-----------------------------------|---|----------------------------|----------------------------|---------------------------|--------|---------------------------|-------------------|-----------------------|--|----------|--|----------|--|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規 /再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24 決算 (千円) | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | | |
| | | | 動物愛護拠点施設整備 | 新規 | 健康福祉部 | 衛生食品課 | 動物愛護関係業務を充実・強化するため、県内10保健福祉事務所で行っている動物関係業務を集約し、拠点施設を設置する。 | 動物愛護センターの設置と動物愛護の推進 | - | - | 実施設計 | 動物愛護センターの設置と動物愛護事業の充実 | - | 200 | - | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| | | | 生活衛生 | | 健康福祉部 | 衛生食品課 | 生活衛生関係営業施設の監視及び指導を継続的に実施することにより、公衆衛生水準の維持向上を図り、県民の健康と安全な生活衛生環境を確保する。 公衆浴場等入浴施設の衛生管理責任者等を対象としたレジオネラ症防止対策講習会を定期的に開催することを通して、事業者の自主的な衛生管理の取組を促進するとともに、安全・安心な入浴施設の提供の推進を図る。 | 生活衛生関係営業施設の監視指導等件数 | 監視指導等件数 H22 : 1,577件 H23 : 1,493件 H24 : 1,058件 | 監視指導等件数 1,700件 | 監視指導等件数 1,700件 | 監視指導等件数 1,700件 | 2,514 | 2,183 | 1,536 | 4 | 生活衛生関係営業施設の監視指導等を実施し営業施設の衛生水準の維持向上を図り、県民の安全で安心できる生活環境を確保した。 また、入浴施設におけるレジオネラ対策講習会を実施し、事業者の衛生管理の意識向上を図った。 | 4 | 生活衛生関係営業施設等の監視指導業務や生活衛生関係事業者を活用した衛生指導事業等は、業者に自主的な衛生管理の向上を促し、県民の健康と安全な生活衛生環境の確保に繋がるものであることから、継続して実施する必要がある。 | 4 | 県民の健康・生活衛生環境を守る不可欠な事業であるため、継続。 |
| ■ 端緒情報を受ける「消費生活センター」の情報収集機能の強化や消費者への迅速・的確な情報の提供を図るための体制を整備します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 消費者行政活性化推進 | 再掲 | 生活文化スポーツ部 | 消費生活課 | H21からH24までの4年間、消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談の体制整備を行った。 県民の身近なところでの消費生活センターは整備されたが、今後も市町村の取り組みを downstream する必要がある。現在の相談体制の維持・充実のほか、消費生活センターの周知、相談員のレベルアップ等を支援していく。 また、消費者行政部門のみならず、関係機関と連携して一層消費者被害の未然防止に取り組む。 | 消費生活相談体制の整備 | H22 22市町村(63%) H23 29市町村(83%) H24 35市町村(100%) | 35市町村 (100%) | 35市町村 (100%) | 35市町村 (100%) | 34,958 | 90,000 | 47,652 | 1 | 消費者行政活性化基金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを実施した。 | 1 | 24年度当初において、目標であった県内全市町村での身近な消費生活センターで専門的な消費生活相談が受けられる体制が整備できた。25年度をもって基金事業終了となるが、地方消費者行政の維持・拡充のために、26年度以降の予算措置を国に要求していきたい。 | 1 | 平成25年度末で基金が終期を迎えることから、基金事業については廃止。 |
| (2)食の安全確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■ 食品の安全性を高めるため、食品安全検査センター等において監視指導と連動した食品の検査体制の充実を図り、検査技術の高度化に対応します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 食品安全検査 | | 健康福祉部 | 食品安全課 | 年度検査計画に基づき、食品安全検査センターにおける放射性物質検査を含む食品安全検査を効果的に実施し、本県産及び県内流通食品の安全性の確保を図る。 | 残留農薬検査対象項目数 | H22:230項目 H23:240項目 H24:240項目 | 240項目 | 248項目 | 260項目 | 29,777 | 18,670 | 27,581 | 4 | 消費者の視点による放射性物質や農薬などの流通食品の検査を効果的に行うことにより食品の安全確保を図ることができた。 | 4 | 流通食品について、消費者の観点から県内流通食品の安全性や食品表示を科学的に確認することは重要で今後も継続が必要である。 | 4 | 県民の食品に対する安全・安心確保に不可欠な事業であるため、継続。 |
| | | | 食品衛生検査施設業務管理 | | 健康福祉部 | 食品安全課 | 食品衛生法に基づく食品衛生検査の業務管理(GLP)を適正に執行し、信頼性のある検査データを提供することにより、検査の透明性と試験検査の信頼性を確保する。 | 外部精度管理調査適合率 | H22:94.4% H23:94.4% H24:94.4% | 100% | 100% | 100% | 8,891 | 7,771 | 8,611 | 4 | 外部機関による検査技術評価を受検することにより、試験検査精度の信頼性確保に努めることができた。 | 4 | 外部精度管理調査は、食品衛生法に基づく食品検査の信頼性確保対策であり今後も検査精度の確保を図っていく。 | 4 | 県による食品検査の精度保持に必要であるため、継続。 |
| ■ 放射性物質に関する検査等を継続的に実施し、食の安全を確保します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 群馬のきのこ安全確保対策 | | 環境森林部 | 林業振興課 | きのこ類、及びきのこ原木等の生産資材について安全検査を行うとともに、生産者が行うしいたけ原木の除染作業を支援し、県産きのこの安全性の確保を図る。 | 検査検体数 | H23 128件 H24 311件 | 240件 | 240件 | 240件 | 3,000 | 7,031 | 8,557 | 4 | きのこ類、及びきのこ原木等の放射性物質検査体制を整備することにより、県産きのこの安全性の確保を図り、風評の払拭に努めた。 ・原木指標値検査・466検体 ・ほだ木指標値検査・1,371検体 | 4 | 原木及びほだ木の放射能は依然として指標値を超えている場合もあるため、引き続き検査を継続する必要がある。 | 4 | 群馬のきのこは安全・安心であることをPRし、消費拡大と生産者の安定経営に資するため、継続。 |
| | | | きのこの放射性物質に関する研究 | | 環境森林部 | 林業試験場 | きのこ原木等生産資材の安全検査を受け、森林の立地、汚染状況と原木の汚染との関連性を検証する。また、きのこ原木の除染試験の検証や放射性物質のきのこへの移行率調査等を実施。 | ・汚染状況のデータベース化 ・除染等きのこ汚染の低下方法確立 | H22 - H23 ホダ木除染予備試験 H24 検査数1025件、検査結果マップ作成、シイタケへの移行率、除染試験実施 | ・しいたけ原木など400件 ・データベース作成 | ・しいたけ原木など500件 ・データベース更新 | ・しいたけ原木など400件 ・除染対策の確立 | 1,371 | 1,331 | 1,291 | 4 | シイタケ原木の指標値検査の結果をデータベース化するとともに、地図を作成し、原木業者及びしいたけ生産者に提供した。原木除染機が一定の効果があることを実証した。また、ほだ木からシイタケへの放射性セシウムの移行率、原木林において空間線量と放射性セシウムの関係を調査した。 | 4 | きのこ原木検査結果マップの作成、原木除染機の効果の確認等安全安心なシイタケ生産に結びつけることができた。また、原木林の環境、ほだ木からシイタケへ放射性セシウムの状況がわかり、指導上も大いに役立った。さらに原木シイタケ生産の復興に役立つ研究が期待される。 | 4 | 安全な原木林に関する情報提供や原木除染機を活用した除染技術の普及等、きのこ生産者の支援に結びつく研究を行っており、継続。 |
| | | | 農産物等放射性物質検査 | | 農政部 | 農政課 | 福島第一原子力発電所の事故に伴い県内で検出されている放射性物質は、長期間にわたる影響があるため、継続的な監視・調査が必要である。県民の食の安全を確保するため、農畜産物等の検査を行うとともに、農地土壌の放射性物質のモニタリング調査等を行い、農家指導に役立てる。 | 農産物等調査検体数 (農業技術センター実施分) | H22 - H23 2,362検体 H24 4,355検体 | 5,298検体 | 3,386検体 | - | 13,000 | 11,700 | 12,894 | 4 | 県産農畜産物等の安全性を確保するため、農業技術センターのゲルマニウム半導体検出器等により、放射性物質検査を実施した。また、農地土壌のモニタリング調査や作物の詳細調査等も行い、農業者への生産対策の基礎資料とした。 | 4 | 放射性物質の長期的な影響を考えると、今後も継続した監視・調査が必要であり、当面の間、農畜産物等の安全検査を適切に実施していく。 | 4 | 風評被害防止のためにも、農畜産物の安全検査を実施する必要があり継続。 |

| 主な取組 (B) | 施策 (C) | 事業 (D) | 個別事業(E) | | | | | | | | | | 決算額 | 事業の評価と改善の方向性(H26年度予算への対応) | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------------------------|-------|-----------|-------|--|--|---|-------------------|--|--------------------------|-----------|---------------------------|---|---|---------------------------------|---|---------------------------------------|--|--------|
| | | | 個別事業名 (予算上の事業または事項) | 新規/再掲 | 担当部局 | 担当課 | 個別事業概要 | 成果(結果)を示す項目 | 目標・指標 | | | | | 予算額 | | H24 決算 (千円) | H24事業結果 | 部局評価 | | 財政課評価 | |
| | | | | | | | | | 実績値 (過去3年間) | | 目標値 | | | H24 当初 (千円) | H25 当初 (千円) | | | 評価 区分 | 評価の考え方 | 評価 区分 | 評価の考え方 |
| | | | | | | | | | H22 H23 H24 | H24 (前年度) | H25 (当年度) | H27 (総合計画 終期) | | | | | | | | | |
| <p>4 県民による安全な地域づくり</p> <p>(1)地域の消防・防災体制の充実</p> <p>■ 消防団に係る各種PRや消防団協力事業所表示制度の普及を通じた入団促進を図るなどして、地域の消防体制の充実・強化を推進します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 消防学校運営 | | 総務部 | 消防保安課 | 消防職員・消防団員等の教育・訓練を体系的に行い、地域住民から信頼され、臨機応変に状況対応できる消防人を育成するため、消防学校を運営する。 | 消防職団員・関係団体教育回数 | H22 : 112回 H23 : 46回 H24 : 101回 | 100回 | 50回 | 教育訓練を継続し現場対応力のある消防人を育成する | 87,070 | 66,614 | 89,711 | 消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき到達目標に達するよう教育訓練を行なった。 | 4 | 消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき到達目標に達するよう教育訓練を行い資質、技術の向上を図り、現場対応力のある消防人の育成を図っていく。 | 4 | 消防職員・団員の育成及び資質向上のため、継続。 | |
| | | | 消防団員確保対策 | 新規 | 総務部 | 消防保安課 | 消防団員の充足率低下に歯止めをかけるため、インターネットを活用した広報の充実や、応援グッズの作成等を行い、啓発活動を強化する。 | 消防団員の充足率 | ①H21 94.1% ②H22 93.5% ③H23 92.6% ④H24(上半期) 92.9% | 94.1% | 94.5% | 96.0% | - | 2,500 | - | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| | | | 危機管理・防災対策推進 | 再掲 | 総務部 | 危機管理室 | 危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進し、災害の発生に備える。またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。 | 県民の生命、身体、財産及び安心・安全な県民生活を確保すること。迅速的確な情報収集を始めとする危機管理体制を整備すること。関係機関との連絡体制を強化すること。 | 雨期における増強体制の確立 24時間365日の宿日直体制の継続 | 災害対策本部 実施室設置検討 | 災害対策本部 実施室の設置 国民保護実動 訓練実施に向けた準備 | 14,478 | 13,173 | 11,673 | 24時間365日の宿日直体制(適宜増強体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた災害対策本部図上訓練を実施した。 | 4 | いつ起こるか分からない災害等に備えて、引き続き対策を推進する。 | 4 | 災害時に県民の安全を確保するために総合防災訓練等にかかる経費のため、継続。 | | |
| <p>■ 自主防災組織の結成や育成を推進し、地域防災力の強化を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 地域防災力パワーアップ支援 | | 総務部 | 危機管理室 | 自主防災組織の新規結成や既存組織の活性化に向け、市町村と連携し、出前講座や防災シンポジウム、さらに災害対応先進地視察研修会の開催等を通じ、地域防災力の向上を図る。 | 自主防災組織の組織率 | 組織率 H21 73.8% H22 76.3% H23 78.4% H24 80.1% | 組織率 81.78% | 組織率 84.2% | 組織率 90% | 894 | 426 | 477 | パンフレット「群馬県の地域防災力向上のために」を増刷した。(10,000部) 災害対応先進地視察研修会(新潟県小千谷市等)を実施した。(7月と11月、参加者合計42名) 地域防災力パワーアップセミナーを開催した。(3月、参加者約180名) | 4 | 地域防災力の向上を図るためには、市町村との連携をさらに強化し、引き続き当事業の効果的な実施が必要不可欠である。 | 4 | 地域防災力の向上のために、継続。組織率を向上させるために、市町村等と連携し、住民に対して自主防災組織の必要性や重要性の周知をより一層図る必要がある。 | |
| | | | 県民による防災・減災活動の推進(地域災害対応力養成支援) | 新規 | 総務部 | 危機管理室 | 地域防災力の向上、特に地域防災リーダー育成と地域の災害対応能力の向上を図るため、地域における具体的な災害予防及び災害発生時の応急対応に効果を発揮する以下の事業について、市町村と連携し実施する。 ①災害図上訓練(DIG)モデル事業 ②避難所運営ゲーム(HUG)モデル事業 | ①災害図上訓練(DIG)実施回数 ②避難所運営ゲーム(HUG)実施回数 | - | - | ① 5回 ② 10回 | 3年間計 ① 35回 ② 35回 | - | 2,000 | - | 平成25年度新規事業のため、事業評価対象外 | | | | | |
| <p>(2)地域の防犯体制の強化</p> <p>■ 犯罪のない安全な地域づくりを推進するため、自主防犯活動への支援を行います。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 地域防犯活動支援 | | 生活文化スポーツ部 | 県民生活課 | 自主防犯活動の活性化を図るため、自主防犯パトロール団体研修会を開催するとともに、若い世代の自主防犯活動を支援し、犯罪が起りにくい地域づくりを推進する。 | 県内刑法犯認知件数 | H22 22,211件 H23 20,981件 H24 20,330件(暦年) | 対前年比で減少 | 対前年比で減少 | 対前年比で減少 | 741 | 657 | 500 | 自主防犯パトロール団体研修(5回) YOUNG防犯ボランティア協議会総会・研修会(1回) 防犯パトロール用腕章等配布 | 4 | 安全な暮らしの実現のためには、県民一人ひとりの自主防犯意識を高めることが必要であり、地域団体向けの各種研修会等は自主防犯意識の高揚に有効である。 | 4 | 地域の防犯活動を支援するため、継続。事業効果の検証を行い、今後の事業のあり方を検証していく必要がある。 | |
| | | | 犯罪抑止総合対策(地域防犯体制強化) | | 警察本部 | 警察本部 | 犯罪のない安全な地域づくりを推進するため、自主防犯活動への支援を行う。 | 自主防犯パトロール団体構成員数 | H22 : 800団体、80,257人 H23 : 785団体、79,933人 H24 : 768団体、80,382人 | 増加活性化 | 増加活性化 | 増加活性化 | 24,405の一部 | 27,208の一部 | 21,541の一部 | H24年に団体数が減少したものの、構成員数は増加しており、地域住民を挙げての自主防犯活動の活性化は進んでいる。 | 4 | 県民の自主防犯意識の高揚、自主防犯団体の拡充、構成員の増加、活動の活性化に向けた支援を実施する必要があるため、引き続き対策を推進する必要がある。 | 4 | 安全・安心なまちづくりのため必要な経費であるため継続。 なお、事業実施にあたっては、引き続き効率的な予算の執行に努める必要がある。 | |
| <p>(3)地域における交通安全対策</p> <p>■ 児童が安全に登下校できるよう交通ボランティア活動への支援を行います。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 交通安全対策(交通指導員活動促進) | | 県土整備部 | 交通政策課 | 四季の交通安全運動や子供から高齢者の事故防止対策を関係機関等と連携を図りながら推進する。 | 交通事故死者数の減少 | H22 : 94人 H23 : 97人 H24 : 106人 | - | - | 75人(H27年末) | 3,750 | 3,750 | 3,750 | 各市町村に設置されている交通指導員の充実及び確保を図り、交通事故防止に寄与するための補助金を交付した。 | 4 | 児童が安心・安全に登下校できるためには、交通指導員の役割が極めて大きいことから継続して支援する必要がある。しかしながら、交通指導員の高齢化に伴い、若返りを図る必要がある。 | 4 | 引き続き、市町村と連携しながら、児童生徒の交通事故防止を図っていく必要があるため継続。 | |
| 4 県民による安全な地域づくり 小計 | | | | | | | | | | | | 116,328 | | | | | | | | | |